

ハラスメント相談センター便り

2010年11月発行

名古屋大学 ハラスメント相談センター



皆さん、こんにちは。ハラスメント相談センターの相談員です。このたび、相談センター便りを発行することになりました。今後は年に数回のペースでメール等を通じて皆さんの手元にお届けできたらと考えております。相談室便りで取り上げてほしいトピックスがありましたら、お気軽にご連絡下さい。

さて、第1号では名古屋大学のハラスメント防止への取り組み等をご紹介します。

○相談機関

- ・2002年にセクシュアル・ハラスメント相談所設置
- ・2009年にハラスメント相談センターへ移行

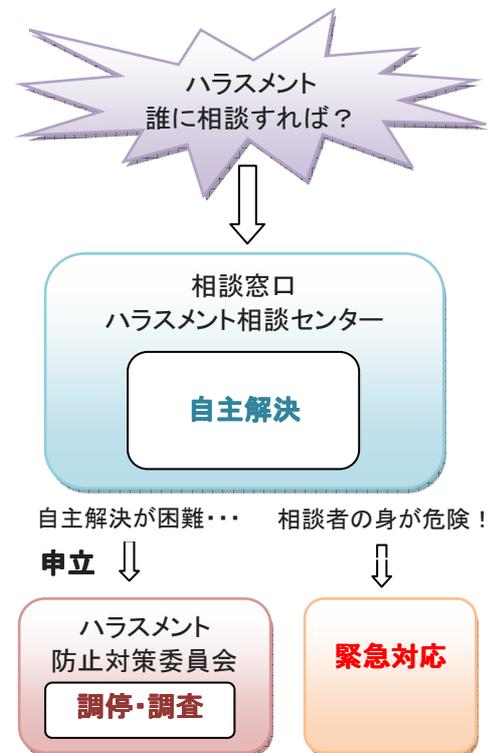
○ガイドライン

- ・2002年4月 セクハラ防止対策ガイドライン
- ・2009年4月 アカハラ防止対策ガイドライン
- ・2009年12月 アカハラ及びパワハラ防止対策ガイドライン

名古屋大学では、「ハラスメント防止基本宣言」に基づいてハラスメントの防止に取り組んでいます。2002年にセクシュアル・ハラスメント相談所が設置され、セクハラに関するご相談に応じてきました。そして2009年4月から、名古屋大学ハラスメント相談センターへと拡充され、セクハラ以外にも、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関するご相談を受け付けることになりました。専門の相談員が、ハラスメントを受けているご本人、周囲の人、関係者等からのご相談を受け、必要に応じてケアのためのカウンセリングを行っています。

相談センターでは、皆さんの相談にお答えできるよう学内外のいろいろな機関と連絡を取ってスムーズな解決を目指したり、ご紹介することも可能です。いずれの場合もご本人様の意思を尊重、確認しながらすすめていきます。

ハラスメント相談センターには専門の相談員がおります。安心してご相談においで下さい！
<相談の流れ図>



ハラスメントに遭ってしまったら、これってハラスメント?と感じたら、ためらわずに相談してください。

TEL/052-789-5806 (9時30分~16時)

FAX/052-789-5968

E-mail/h-help@post.jimu.nagoya-u.ac.jp

相談員が
電話にるので
安心です。